

# 2010年度第5回北陸公法判例研究会開催のご案内

新春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、この度、下記の日程で北陸公法判例研究会を開催致します。万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 記

日時: 1月30日(日)午後1時30分から

(★日曜日の開催とさせていただきますので、ご注意ください★)

場所: 富山県民会館5階502会議室

(富山市新総曲輪4-18 ★いつもの会場と違いますので、ご注意ください★)

次頁に会場周辺図がございます。

## 内容:【判例研究】

・寺田 友子 (桃山学院大学) 「政務調査費における情報開示について」

① 最1小判平21年12月17日判タ1316号114頁(品川区・公文書非開示決定取消等請求事件)

住民監査請求一件記録の情報開示請求

参考判例 最2小判平11年11月19日民集53巻8号1862頁。

② 最2小判平22年4月12日判時2078号3頁(名古屋市・文書提出命令事件)

民訴220条4号ニ所定の自己利用文書

参考判例 最1小判平17年11月10日民集59巻9号2503頁。

最2小判平11年11月12日民集53巻8号1787頁(銀行の貸出稟議書について)。

## 【判例研究】

・小塚 真啓 (金沢大学) 「Murphy v. IRS (非身体損害に対する賠償金への所得課税が合衆国憲法上違憲との判断が下された事案)」

## 参考文献

Murphy v. IRS, 460 F.3d 79 (D.C. Cir. 2006) Murphy v. IRS, 493 F.3d 170 (D.C. Cir. 2007)

Commissioner v. Glenshaw Glass Co., 348 U.S. 426 (1955)

\* 研究会終了後、新年会を富山市内で行います。参加いただける方は、予約の都合上、1月26日(水)17時までには幹事の山崎(tyamazak@staff.kanazawa-u.ac.jp)にご連絡いただくと幸いです。

# 富山県民会館周辺図

## 富山県民会館

〒930-0006 富山市新総曲輪4番18号  
 TEL 076 (432) 3111 FAX 076 (432) 0853  
 URL <http://www.kenminkaikan.com>



### ●交通のご案内

- ・富山駅(南口)から徒歩10分
- ・地鉄バス主要路線 市役所前下車
- ・北陸自動車道、富山インターより15分
- ・富山空港から富山駅 直通バス25分

### ●周辺駐車場のご案内 (有料)

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| ・県庁P  | 土・日・祝のみ | ●県民会館駐車場として利用できます<br>(この場合は8:00~22:30) |
| ・市役所P | 平日      | ●8:00~22:00<br>(8:30~19:00)            |
|       | 土・日・祝   | ●9:00~22:00<br>(8:30~19:00)            |
| ・その他P | 年中無休    | ●24時間                                  |